

令和2年1月30日

指定旧供給地点小売供給の譲渡し 及び譲受けの認可について

中部経済産業局長から、サーラE&L名古屋株式会社(法人番号 4180301032753)及びサーラエナジー株式会社(法人番号 7180301006250)による指定旧供給地点小売供給の譲渡し及び譲受けの認可申請に関する、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第28条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正前のガス事業法第47条の6の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」(20170329資第5号。その後の改正を含みます。以下単に「審査基準」といいます。)における当該認可に係る審査基準に照らし、ガスの適正な取引の確保の観点から当委員会として検討を行った結果、当該認可申請について、審査基準第1(13)で準用する第1(17)②に適合していると認められましたので、別紙のとおり中部経済産業局長に意見を回答いたしました。

<別紙>

官 印 省 略
20200117 中部第 12 号
令 和 2 年 1 月 2 9 日

中部経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

指定旧供給地点小売供給の譲渡し及び譲受けの認可について(回答)

令和2年1月17日付け20191223中部第39号により貴職から当委員会に意見を求められた指定旧供給地点小売供給の譲渡し及び譲受けの認可申請について、ガスの適正な取引の確保の観点から審査を行いました。

審査の結果、当該指定旧供給地点小売供給の譲渡し及び譲受けの認可申請については、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」(20170329資第5号。その後の改正を含みます。)第1(13)で準用する第1(17)②に適合していると認められました。